



平成 26 年 10 月 27 日

各 位

会 社 名 株式会社マクニカ
代表者名 代表取締役社長 中島 潔
(コード番号 7631 東証1部)
問合せ先 取 締 役 佐野 繁行
(TEL 045-470-9851)

臨時株主総会の開催及び臨時株主総会招集のための基準日設定 並びに定款一部変更に関するお知らせ

平成 26 年 10 月 27 日開催の取締役会において、臨時株主総会(以下「本臨時株主総会」といいます。)の開催及び本臨時株主総会招集のための基準日設定並びに「株式移転計画書承認の件」、「定款一部変更の件」を本臨時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

これらは、本日別途開示しております「株式会社マクニカと富士エレクトロニクス株式会社との統合契約書の締結及び株式移転計画書の作成に関するお知らせ」にて公表いたしました、共同株式移転(以下「本共同株式移転」といいます。)による共同持株会社設立に伴うものであります。

記

1. 本臨時株主総会の日時・場所及び目的事項について

(1) 本臨時株主総会の日時・場所(予定)

日時 平成26年12月26日(金)午前10時
場所 神奈川県横浜市港北区新横浜三丁目18番地1
新横浜国際ホテル 南館3階 チェスターハウス

(2) 本臨時株主総会の目的事項

第1号議案 株式移転計画書承認の件
第2号議案 定款一部変更の件

2. 本臨時株主総会招集のための基準日設定等について

当社は、本臨時株主総会において議決権を行使できる株主を確定するため、平成 26 年 11 月 11 日(火)を基準日と定め、同日の最終の株主名簿に記載または記録された株主をもって、その議決権を行使することができる株主といたします。

- (1) 公告日 平成 26 年 10 月 28 日(火)
- (2) 基準日 平成 26 年 11 月 11 日(火)
- (3) 公告方法 電子公告(当社ホームページに掲載いたします。)

<http://www.macnica.co.jp/>

3. 定款一部変更について

(1) 定款一部変更の目的

本共同株式移転の効力が発生し、当社が共同持株会社の完全子会社となった場合、定時株主総会の基準日に関する規定はその必要性を失うことになるため、現行定款第12条(基準日)第1項を全文削除し、第12条第2項につき必要な字句修正を行うものです(かかる定款の変更を以下「本定款一部変更」といいます。)

なお、本定款一部変更は、本臨時株主総会において上記第1号議案が可決されること、平成27年3月31日の前日までに上記第1号議案においてご承認いただく株式移転計画の効力が失われていないこと及び本共同株式移転が中止されていないことを条件として、平成27年3月31日にその効力を生じるものいたします。

(2) 定款一部変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(変更箇所には下線を付しております。)

現行定款	変更案
(基準日) 第12条 <u>当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。</u> <u>2 前項にかかわらず、必要がある場合は、取締役会の決議によって、あらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主又は登録株式質権者とする</u> ことができる。	(基準日) 第12条 <u>当社は、</u> 必要がある場合は、取締役会の決議によって、あらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主又は登録株式質権者とする <u>ことができる。</u>

(3) 定款一部変更の日程

取締役会決議	平成26年10月27日(月)
臨時株主総会決議	平成26年12月26日(金)(予定)
効力発生日	平成27年3月31日(火)

以上